

平成15年第4回防府市議会定例会会議録（その3）

平成15年6月23日（月曜日）

議事日程

平成15年6月23日（月曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 一般質問

本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

出席議員（29名）

1番	横見進君	2番	山下和明君
3番	河杉憲二君	4番	行重延昭君
5番	山本久江君	6番	藤本和久君
7番	斉藤旭君	8番	横田和雄君
9番	岡村和生君	10番	弘中正俊君
11番	安藤二郎君	12番	山田如仙君
13番	田中敏靖君	14番	藤野文彦君
15番	馬野昭彦君	16番	木村一彦君
17番	熊谷儀之君	18番	佐鹿博敏君
20番	松村学君	21番	大村崇治君
22番	広石聖君	23番	久保玄爾君
24番	今津誠一君	25番	河村龍夫君
26番	藤井正二君	27番	青木岩夫君
28番	深田慎治君	29番	平田豊民君
30番	中司実君		

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市長	松浦正人君	助役	土井章君
収入役	林甫君	財務部長	中村隆君
総務部長	嘉村悦男君	総務課長	浅田道生君
生活環境部長	三谷勇生君	産業振興部長	阿部實君
土木建築部長	林勇夫君	都市整備部長	岡本智君
健康福祉部長	村田辰美君	教育長	岡田利雄君
教育次長	山下州夫君	水道事業管理者	吉田敏明君
水道局参事	井上孝一君	消防長	山根徹雄君
監査委員	大木孝好君		

事務局職員出席者

議会事務局長 村重誠君 議会事務局次長 徳光辰雄君

午前10時 1分 開議

議長（中司 実君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（中司 実君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。

4番、行重議員、5番、山本議員、御兩名にお願い申し上げます。

一般質問

議長（中司 実君） 議事日程につきましては、お手元に配付しておりますとおり、先週の金曜日に引き続き一般質問でございます。よろしく申し上げます。

これより一般質問を行います。2番、山下議員。

〔2番 山下 和明君 登壇〕

2番（山下 和明君） それでは、通告の順により質問いたします。

最初に、浄化センターの肥料製造と利用についてであります。

昨年、平成14年5月29日に土壤汚染対策法が公布されました。その背景には、近年、有害物質、重金属、揮発性有機化合物等による土壤汚染事例の判明件数の増加が著しく、これらの有害物質による土壤汚染を放置すれば、人の健康に影響を及ぼすことが懸念され

ていましたが、土壌汚染対策に関する法制度がないことから、対策の確立へ社会的要請が強まっている状況を踏まえ、国民の安全と安心の確保を図るため、土壌汚染の状況の把握、土壌汚染による人の健康被害の防止に関する措置等の土壌汚染対策を実施することを内容とする同法が昨年設けられました。

そこで質問に入りますが、防府浄化センターでは、汚泥が年間約3,000トンが処理されています。その中の汚泥を法に基づいた業として肥料製造し、小・中学校の希望に応じた量、昨年の実績では約26トンを搬出しています。含有される有害成分については、肥料取締法に基づき、測定と報告が義務づけられています。

検査内容は、溶出試験測定項目として、アルキル水銀を初め24項目が対象。含有試験にはカドミウム、砒素、総水銀等の13項目が1カ月から3カ月に1度測定されています。特にカドミウム、砒素、総水銀は有害物質であります。例えばカドミウムは、人への影響として、発がん性、肝臓、腎臓の機能障害。砒素は発がん性、食欲不振、吐き気。総水銀は中枢神経障害、発がん性の疑い。このように有害物質は人の健康を害することが懸念されています。

平成14年度の防府市浄化センター汚泥分析記録含有試験では、カドミウムの基準値は5ミリグラム/キログラムですが、測定数値の中には2.9ミリグラム/キログラムが範囲内ではありますが検出されています。砒素においては、基準値は50ミリグラム/キログラムですが、高いときで9.4ミリグラム/キログラムの数値が検出されています。総水銀とは、水銀には有機水銀、無機水銀、金属水銀があり、これら水銀全体の化合物のことを総水銀と言いますが、有機水銀は毒性が特に強く、水俣病の原因物質となったアルキル水銀は有機水銀の一群であります。そのように危険な物質であるためか、毎月1回の測定が義務づけられています。総水銀の基準値は2ミリグラム/キログラムに対し、高い数値で1.3ミリグラム/キログラムが検出されています。

そこでお尋ねいたしますが、これらの基準値が守られているのであれば健康障害を起こすことはないものと思います。しかし、こうした有害物質を含む肥料が、小・中学校へ緑化運動として搬入されていることに懸念いたしますことは、花壇や樹木のもとに、同じ場所、限られた箇所に肥料を利用してきたと考えたとき、許せる範囲の数値とはいえ分解できない有害物質が残り、長年によって有害物質が蓄積しているのではないかと思いますがいかがなものでしょうか、お伺いいたします。

有害物質を含む土壌では、カドミウム、鉛、水銀などの重金属の大部分やダイオキシン類は土壌粒子に吸着されやすい性質があるそうです。これらの物質は地表近くに蓄積し、汚染は広範囲に広がらないようです。そうしますと、同じ場所に有害物質を含む肥料を使

い続けることは、花木にはよくても人体にはどうなのでしょう。学校では、はだしで運動もします、土遊びもするでしょう。土壌そのものが直接口に入ったり、体に付着した土から汚染物質が皮膚を通して吸収する可能性を考えると、花壇の土壌床を何年かに一度は入れ替えも対策の一案として検討してもいいのではないかと思います。当局のお考え、御所見をお伺いいたします。

次に、新市営墓地公園整備計画についてであります。

新規の墓地、納骨堂の整備については、県知事の事業認可を受けなければなりません。そして、将来の経営等を考慮すれば、地方自治体で整備に取り組むことが最善であると考え、新市営墓地公園整備計画について、平成13年12月議会において質問いたしました。ここでもう一度、急速な高齢化・核家族化に伴い、新規の墓地を求める需要も増加すると考え、前回同様の質問となりますが、その後の協議の進捗についてお尋ねいたします。

現在の市営墓地管理区画数は約6,300区画あり、そのうち昭和58年に供用開始した大光寺原霊園は全体で2,072区画、現在70区画の貸出分を保有しているものの、毎年新規10区画を貸し出しすることで、返還分は別として、平成21年度、6年先には貸し出しは終了となります。当時の生活環境部長の答弁では、庁内で新墓園整備検討協議会を設置し、将来の墓地需要を含め、墓地の位置や設置について検討しているとのことでした。また私からの提案も、今後調査し、研究してみたいと受け取っていただきました。

そこでお尋ねいたしますが、1点目は、今後の墓地需要はふえると考えますが、近年の応募状況と今後の需要推移についてどのように判断しておられるのか、お伺いいたします。

2点目は、墓地公園のような大規模整備として検討されているのか、整備の規模についてお伺いいたします。

3点目は、旧火葬場は解体し、更地に戻す予算が計上されています。特殊な事情から、墓地または納骨堂に限られるのではないかとといった明言も前回いただいておりますが、当跡地計画は進行しているのか、お伺いいたします。

4点目は、場所の選考として提案いたしました新火葬場「悠久苑」周辺の山林を開発した大規模墓地公園整備案の調査・研究はどのように落ちついたのか、お伺いいたします。

以上で壇上にての質問を終わります。

議長（中司 実君） 2番、山下議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、新市営墓地公園整備計画についての御質問にお答えいたします。

まず最初の御質問の墓地公園整備計画についてでございますが、旧火葬場跡地の利用と

しての墓地、または納骨堂の整備、あるいは「悠久苑」周辺の山林を開発した大規模墓地公園等も考えられるところでございますが、墓地埋葬法や都市計画法、森林法などの規制等もあり、さらに周辺地域にはいろいろと多くの課題も山積しており、今後とも新墓園等整備検討協議会の中で調査、研究を継続してまいりたいと考えております。

次に、墓地需要に対する供給計画についてでございますが、近年の公募の状況を申し上げますと、昨年は霊園17区画、市営墓地3区画、計20区画について、納骨前の遺骨をお持ちの方を優先として募集いたしましたところ、遺骨を持っておられる方が42名、遺骨はないが墓地の確保を希望される方が41名、合計83名の応募があり、遺骨を持っておられる42名の方で抽選となりました。今後もおおむねこのような需給状況で推移するものと考えておりますが、議員御指摘のとおり、大光寺原霊園は平成21年度には貸し出しが終了いたしますので、その対策として現在、羅漢寺、中河原、桑山、堂の本、植松、薬師寺、岡山の7カ所の市営墓地を管理しておりますが、その中に散在している無縁墓地の整備を進め、墓地需要に対応してまいりたいと考えております。

残余の御質問につきましては、教育次長よりお答えいたします。

議長（中司 実君） 2番。

2番（山下 和明君） 御答弁を聞いておりましたら、旧火葬場を更地にし、将来の墓地、納骨堂といった件、また新火葬場「悠久苑」の周辺の山林を大規模に墓地公園という、整備ということで、平成13年12月議会で提案いたしましたわけでありましたが、お聞きしますところ、周辺地域ではいろいろと問題等があるようでありまして、難しいようであります。現在のところ、大規模な墓地公園整備の考えは結論が出ていないような内容でありましたけれども、無縁墓地の整備によって需要に対応していくと明言されましたが、この無縁墓地はどの墓地にどの程度実在するのか、その整備計画をもっと詳しく説明を願いたいと思います。

議長（中司 実君） 生活環境部長。

生活環境部長（三谷 勇生君） お答えいたします。

各市営墓地にどれだけの無縁墓地があるかという御質問でございますけれども、現在7カ所の市営墓地を管理いたしておりますことは既に御案内のとおりでございますけれども、まず、遺骨を持っておられて墓地がまだ手に入っていない方がたくさんいらっしゃいますということから、本年からは羅漢寺墓地の整備手続を開始いたします。引き続きまして、中河原墓地に取り組んでまいりたいと思っておりますけれども、羅漢寺墓地で約100区画、中河原墓地で約200区画、合計300区画が確保できるというふうに考えております。

議員も御指摘ございましたけれども、墓地を整備するに当たりましては、いろいろ法的な規制がございます。更地を造成し区画割りするということであれば一挙にまいますけれども、無縁墓地は御承知のように散在しておりますし、墓石があったり、遺骨があったり、そういったいろんな可能性も考えられますので、その区画区画に応じました法的な手続を経ながら、順次整備を進めてまいりたいと思っております。

議員御指摘のとおり、21年には大光寺原霊園、これが毎年10区画ずつ貸し出すということになりますと、21年には大光寺原霊園がもう満杯になるわけでございます。そういったことから、先ほど申しましたように、法的な手続も半年、1年かかる部分はありますから、早期に着手しながら、その時期が来たときには、20なり、30なり、そういった墓地区画が市民の皆様方に提供できるように準備を進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（中司 実君） 2番。

2番（山下 和明君） 羅漢寺で約100、中河原墓地で200の、合わせて300近い無縁墓地がある中で、将来、需要にあわせて整備を進めて、順次整備をしていきたいという御回答でありましたが、そこで、一番気になりますのは、私、平成13年12月議会でこの件を取り上げさせていただいておりますけれども、当時非常に、墓地がない、申し込みをしてもなかなか抽選に当たらないという声がありまして、そうした背景をもとにして質問させていただいた経緯があるわけでありまして、それで、先ほど公募状況と需要の推移について御回答いただいたわけでありまして、20という区画に対して83の方が応募された。その中に御遺骨のあられる方が42名ということで、対象は、御遺骨のある方が対象ということでありまして、差し引きますと22名の方が抽選から外れたということで、中には3年お待ちの方もいらっしゃるでしょうし、いろいろ家庭には事情があるでしょうけれども、早く墓地をとという声もあるでしょうし、また、御遺骨がない方についても早く墓地を決めておきたいというお気持ちから、この83人という方が、そのルールではありますけれども、83の方が申し込みに来られたという現実があるわけでありまして、そこで確認なんですけど、先ほど、需要推移についてはこのままで推移をするというふうに御回答いただいたわけでありまして、何をもって需要の推移が今の現状で推移すると。私は、高齢化、また核家族化といったことで、墓地需要はふえる要因があるのではないかと感じるんですけど、何をもって、この墓地需要が今の現状で推移をしていくのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

それと、もう一つは需要と整備のバランスです。先ほど300という無縁墓地が実在すると、その需要に対して具体的には42名という方が応募される、それに対して、こちら

整備して供給していくと、このバランスというものは、どの程度整備をしてこたえていけるのか、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

議長（中司 実君） 生活環境部長。

生活環境部長（三谷 勇生君） 墓地需要が現況のままで推移するであろうというふうな根拠と申しますか、そういったことのお尋ねでございますけれども、過去2年、3年間の動向を見てみますと、おおむねこのようなことであったということでございます。御指摘のように高齢化社会というものが進展してまいります。これも事実でございます。そういった中で、やはり将来的には、今の墓地需要も若干伸びてくるであろうというふうなことは考えております。

そしてさらに今の、かなりまだ、墓地を欲しいけれども確保できていないという方がたくさんいらっしゃるということでございます。これもおっしゃるとおり事実でございます。したがって、私どもといたしましても、すべての方に墓地を供給できる、そういう体制が一番いいんでございますけれども、そうしますとやはり大型の墓地なりを整備、確保していかなければなりません。そういったことにつきまして、現在、新墓園等整備検討協議会の中で鋭意調査・研究を進めておるところでございます。したがって、先ほどもお答え申し上げましたけれども、無縁墓地をできる限り早く整備をし、そして、できるだけ多くの方の需要にこたえてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中司 実君） 2番。

2番（山下 和明君） できれば、これは要望になりますけれども、返還分も含めて、無縁墓地の整備の規模として、30から40はいわば準備されるといいのではないかなというふうに感じます。

最後でありますけれども、将来、大規模の墓地整備計画を立案しなければ、そういった時期が来るわけでありましたが、これは例えばの話でありまして、合併後の広域で考えることも一案ではないでしょうか。しかし、遠くにあるより近くの方がよいのが当然で、大平山のふもとの大光寺原霊園は大変見晴らしのいい場所にありまして、2,000基を上回る墓地が実在するわけでありまして、その近くで検討をされるのも一案ではなからうかと思っておりますので、検討をしてみてくださいと、こう思います。この項につきましては、以上で終わります。

議長（中司 実君） 以上で、新市営墓地公園整備計画についてを終わります。

次に、環境対策についての答弁をお願いします。教育次長。

教育次長（山下 州夫君） 浄化センターで製造される肥料の小・中学校での使用につ

いてお答えいたします。

本市浄化センターで製造されておりますコンポスト、汚泥発酵肥料は、農林水産大臣の登録を受けた肥料として、市内の自治会、学校、ボランティア団体に無料配布されており、小・中学校においても、花壇、鉢物の花や、樹木の肥料として現在使用しております。議員お示しになりました有害成分の基準値につきましては、国により諸外国の基準値を参考として、長期に使用しても土壌環境の汚染及び植物の生育を阻害しない量として、含有を許される有害成分の最大量が定められていると聞いております。したがって、浄化センターで生産され、配布されている肥料は、有害成分の基準をクリアしており、普通肥料として登録され、市販されている肥料と同様な肥料として、長期に使用しても問題がないと判断し、小・中学校で使用しているところでございます。

しかしながら、微量とはいえ重金属成分を含んでおり、議員御指摘の土壌汚染、人体への影響等については、国において土壌環境基準の設定が検討されていると聞いておりますので、関係課ともども国の動向を注視するとともに、子どもたちが触れる機会も当然想定されますので、遊びや運動後の手洗い、足洗いの励行等の指導はもちろん、土壌のサンプリング調査や土の入れ替え等の要否について、関係機関と協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（中司 実君） 2番。

2番（山下 和明君） 浄化センターの肥料の利用についてであります。防府市の浄化センターで処理する汚泥には、水銀濃度がよその地より高いと聞いておるんですが、どこに原因があるのか、まず1点お伺いしたいと思います。

この分析表からしても毎月1回ずつ測定されておりますが、先ほど壇上でも申しましたように、総水銀の基準値は、許容範囲は2ミリグラム/キログラム。しかし、その許容範囲の中の多いときで1.3。1を上回っているときも結構あるんですね。そういったことで、汚泥の分析をされておるわけでありましたが、過去にさかのぼって、有害物質が測定基準を上回ったというような事例は過去にあるのかなのか、その点についてお伺いします。

議長（中司 実君） 土木建築部長。

土木建築部長（林 勇夫君） 浄化センターのことでございますので、土木建築部より御回答させていただきます。

よそより水銀濃度が高いということについて、どこか原因があるのではないかと、また、過去、基準値より上回った数値があるのではないかとということでございますが、調査状況によりまして、生産開始より現在に至るまで有害物質の調査を行っております。基準値を

超過するようなことはありませんでしたが、御指摘のように1を上回ったような数値も出ておりますので、水銀につきましては、基準値に近い高い濃度、数値を示したところにつきまして、調査回数を月1回としまして監視に努めております。

どこに原因があったかということについては、ただ基準値内にはおさまっておりますので、原因というような数値までいっていませんので、その辺についてはまだ調査の段階ではございませんのでしておりません。今後も基準値を超さないように監視に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（中司 実君） 2番。

2番（山下 和明君） ちょっとよく聞こえませんでした。過去にさかのぼって、有害物質の測定基準が上回ったケースがあるのかなのか、もう一度この件だけはっきり、すみません。

議長（中司 実君） 土木建築部長。

土木建築部長（林 勇夫君） 過去の調査では、基準値を上回ったケースはございません。

議長（中司 実君） 2番。

2番（山下 和明君） わかりました。当然、許容範囲を上回れば、商品として、製品として、肥料として出すことはできないわけでありまして。しかし、許容範囲ということで、今、先ほどお話がありましたように、自治会、ボランティアグループ、小・中学校に配布されている。特に小・中学校が主な場所ではなからうかと思っております。

これは学校関係側にちょっとお聞きしなければならないことですが、名古屋市の例を先に紹介したいと思います。これは直接今回の件と重なるものではありませんが、参考として。名古屋市では砒素の土壌汚染が多く判明しているようであります。多くの場合はその場所では使われた経歴がありません。これは自然由来の砒素がたまりやすい海底の土砂などを、埋立てや事業所造成に用いたことなどが原因と考えておるわけでありまして。海底の土砂などに砒素がまじっていた、よそから運んだ土砂に有害物質がまじっていたということが最近言われておるわけでありまして。

浄化センターの肥料を小・中学校で長い間利用しておられると聞きますけれども、何年ごろから当肥料を利用しておられるのかお伺いしたいと思います。

2番（山下 和明君） 教育次長。

教育次長（山下 州夫君） お答えします。私どもで今、資料を持っております分につきましては、平成10年当時の資料としてはございます。

議長（中司 実君） 2番。

2番（山下 和明君） 平成10年当時の資料ということで、その前からもそうした肥料が使われていた経緯もあるわけでありませぬ。今のところ、先ほど言われたように、安全な肥料であることは言うまでもございませぬが、みなさん御存じのように、最近、厚生労働省の方から注意事項として勧告書が出ました。これは、平成15年、ことし6月3日に公表した、水銀を含有する魚介類等の摂食に関する注意事項といったものが出ております。内容は、今回の注意事項は、妊娠している方またはその可能性のある方のみを対象に作成されたものでありまして、中身については御存じであろうかと思っておりますので省かせていただきたいと思いますが、許せる範囲の有害物質の数値とはいえ、場所も学校でありますので、土壌の安全、確認を判断する上で、長い期間、同肥料を利用してきた花壇からサンプルをとられて検査することができないか。それをもってして土壌、床を入れ替えるといった判断をされたらどうかなと思っておりますが、この点についてどうでしょうか。

議長（中司 実君） 教育次長。

教育次長（山下 州夫君） 先ほどの答弁でもお答えいたしておりますが、土壌のサンプリング調査、それから土の入れ替え等、これらの要否につきまして関係機関と協議して、必要であれば当然していききたいというふうに考えております。

議長（中司 実君） 2番。

2番（山下 和明君） わかりました。じゃ、その点についてはよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後になりますが、これは先ほど御答弁でもありましたが、国の今の動向、健康への影響ということで、今、国は、汚染土壌を直接口にしたり、皮膚から吸収したりする場合を想定した新しい土壌環境基準を検討しております。これはダイオキシン類の基準と同様、汚染された土壌の上で仮に数十年間暮らした場合でも、健康に影響が出ない濃度を設定するものであるようであります。国の方も新しい土壌環境基準というものを検討している。内容的には、今、申したとおりであります。その健康への影響は未知な部分も多々あるわけでありませぬが、汚染された土壌に直接接触することがなければ、体に対する影響を心配することはないと思ひますが、しかし、学校という環境を考えたときに、浄化センターからつくられた肥料が学校へ持ち込まれる。微量ではあるけれども、基準値であるけれども、法に定めて違法な肥料ではないけれども、使い続けている。ときには雨の多い時期もあります。1年間通じて雨によって、その肥料が運動場またグラウンドに流れ込む。時には天気のいい日はあるわけでありませぬ。そうしますと乾燥します、風にも影響されます。そうした中で、いわば走り回る、ほこりがする。そうしますと、気管支を通じてといったこと

も想定されるのではないだろうか。これが農地であればいいでしょう。しかし、使われている場所が学校というところで、大半こういった中身の、有害物質が含有された肥料が使われているということに対して、慎重に検討して、対処をお願いしたいと思います。

以上で終わります。

議長（中司 実君） 以上で、2番議員の質問を終わります。

議長（中司 実君） 次は、22番、広石議員。

〔22番 広石 聖君 登壇〕

22番（広石 聖君） それでは、通告にしたがいまして、順次質問をさせていただきます。誠意ある的確な御回答を期待いたしたいと思います。

まず最初に、地方税財源の三位一体の改革について、当局の御所見をお伺いしたいと思います。

三位一体改革とは、1、国庫補助負担金の削減、1、地方交付税の見直し、1、地方税源移譲の地方財政3改革を一体で行う政府の方針でございます。1999年6月に、国において地方分権一括法の法律がつくられ、国と地方の関係は対等・平等であり、地方は国に協力するという関係になっております。そして、住民に身近な行政は地方自治体が責任を持って行うこととし、その受け皿として、人口30万人程度を基準にしたまちづくりを進めていくべきであり、その手段として市町村合併を進めていくなれば、国は財政特別法を時限立法として、平成17年3月31日をめどとして、財政的に支援していきましようとなっております。こうした流れの中で、全国的に市町村合併を初め、地方分権論議が活発となっておりますのでございます。

地方分権の真の目的は、国の許認可権限や事業を地方自治体に移すことによって、より住民の暮らしに直結した行政サービスを実施し、税金のむだ遣いを減らすことにあると思います。しかし、仕事だけが国から地方へ移管されても不十分であります。事業に必要な財源が確保されてこそ、本当の意味での地方分権が実現していくものと認識をいたしております。現実、国と地方を合わせた税収の配分は、国が6割、地方が4割なのに対し、歳出面では国が4割、地方が6割と逆転している状況でございます。つまり、税金は国が多く取るのに、実際に使うのは国よりも地方の方が多いのでございます。こうした状況にかんがみ、国は国庫補助負担金や地方交付税などによって地方財政の埋め合わせを行っていますが、地方自治体としては地方分権にふさわしい自主・自立のできる財源の確保を求めてきたところであります。

そのような経緯の中で、昨年6月、小泉総理は地方税財源のあり方を三位一体で検討す

ることを経済財政諮問会議に諮問し、1年以内に具体的な改革工程表を取りまとめるよう示されたのであります。私どもも21世紀の地方自治体の自主・自立にふさわしい結果を、この三位一体の改革に大変期待をいたしているところでありますが、新聞、テレビ等の報道によれば、調整は極めて難航しており、期待外れの結果が出されるような状況であると報じられ、長野県の田中康夫知事、鳥取県の片山善博知事等は、補助金の大幅削減のかわりに削減額の9割分の税財源を地方に移譲するよう小泉総理に提言するなど、地方自治体を守る立場から強力なアクションを起こされたところでございます。

このような自治体の思いにこたえるため、去る6月18日、経済財政諮問会議は地方財政の三位一体改革の骨子などを示す原案を決定いたしました。焦点の三位一体改革では、国から地方への補助金を2006年度までに約4兆円削減すること等を明記しております。

方針の骨子は、国庫補助負担金について、一つ、おおむね4兆円をめどに廃止、縮小等の傾向、一つ、国庫補助負担金と整理合理化方針に基づき、広範な検討をさらに進め、その際、公共事業関係の国庫補助負担金等についても改革するとしています。

また、税源移譲については、一つ、基幹税の充実を基本に行う。一つ、地方における歳出規模と地方税収入との乖離をできるだけ縮小するという観点に立って、地方への税源配分の割合を高めるとしています。

地方交付税についても、一つ、地方財政計画の歳出を徹底的に見直すことにより、交付税総額を抑制し、財源保障機能を縮小する。一つ、三位一体の改革を進めることを通じ、不交付団体市町村の人口の割合を大幅に高めていくと示し、決着したと言われておりますが、マスコミ等は総論では合意にこぎつけたが、今後関係者の利害が激しく衝突する各論の実現には曲折が予想されると報じております。

私どもこれを満足できる方針と思っております。なぜかと申しますと、1に、税源移譲についても基幹税の充実を基本に行うとありますが、具体的な税目については明記されておられません。片山総務大臣は、国税の所得税を減税し、その分だけ地方税の住民税を増税する形で3兆円、地方消費税の拡充2.5兆円の合計5.5兆円の税源移譲を求めてきたところでございます。

私ども21世紀の地方自治体の自主・自立を思うとき、安定財源である地方消費税を地方へ移譲すべきことを明記すべきであるし、税源配分の割合を高めるについても、国税と地方税の割合は1対1のイーブンにされるべきと思うのであります。こうした具体的なことについては全然触れられておられません。

さらに義務的な事業については、所要の全額を移譲するとされているものの、何が義務的事业なのか判然としていないのであります。場合によっては、生活保護の給付費まで削

減される可能性を否定できないのであります。このような不透明な内容の、今回の地方財政の三位一体の改革についてどのように認識しておられるのか、お伺いしたいと思えます。

地方自治体にとって、財源の均衡化と保障という2つの機能を維持しながら、中期的な観点で改革しなければならないことは大事な問題であります。市長としてさらに地方税源の移譲を求めていかれるお考えがあるのか、御所見をお伺いしたいと思います。

次に、防府市を中心とした2市4町の中核都市形成について、お伺いしたいと思えます。中核都市形成に向けて、松浦市長を初め、法定協議会に出席され、諸課題に取り組んでおられる関係者の御尽力に敬意を表し、質問させていただきたいと思えます。

私は前回、3月定例会一般質問で、これから始まる法定協議会に向けて、1、2市4町の合併協議については、どこまでも12万市民の立場で推進していただきたい。一つ、新市の名称については、2市4町の関係住民の公募により決めていかれるべきであります。3つ目、新市の新庁舎の建設場所については、2市4町の中心で便利のよいところを選んで設置されるよう提言し、質問いたしました。

これらの質問に対し、市長より、積極的かつ前向きに取り組むとの御答弁をいただきました。今日まで既に3回、法定協議会が開催され、6月26日には第4回目の法定協議会が開かれますが、現時点で、これらの事柄についての可能性は、その後の推移の中で希望を持つことができるのでありましようか、お伺いしたいと思えます。

第1に、本年10月からJR小郡駅の駅名が新山口駅に改名されると報じられていますが、その問題の周辺について、いま一步明確な状況報告をいただきたいと思えます。本年1月22日、JR西日本広島支社に2市4町の市長がそろって、JR小郡駅駅長とともに、新幹線「のぞみ」号の小郡駅停車の陳情をされております。

そこで、陳情に参加されました市長にお伺いしたいことは、新幹線「のぞみ」号小郡駅停車の陳情の中で、小郡駅駅名変更が条件として出されていたのか、なかったのかということであります。次に市長にお伺いしたいことは、この陳情にはどのような点を防府市民の希望として踏まえられたのか、お伺いしたいのであります。

いずれにいたしましても、こうした運動を2市4町の足並みをそろえての取り組みにより、新幹線「のぞみ」号が小郡駅に停車することになったと認識するものであります。そのことは、山口県にとりましても、2市4町の将来を見ましても大変喜ばしいことでもあります。喜ばしいことではありますが、これから進めていかなければならない中核都市形成に向けて私どもが心配しておりますことが、朝日新聞を初め、日刊各紙に報じられていることでもあります。

4月19日の朝日新聞の記事を紹介いたしますと、「のぞみ効果高まる期待、町長、地域発展へ選択」という見出しの中、JR小郡駅が10月から新山口駅になり、新幹線「のぞみ」がとまる。小郡町の岩城精二町長は18日、名を捨て実をとるという選択をしたことについて、地域振興への寄与を強調した。駅名から町名は消えてしまう。町長は「のぞみ」停車とともに小郡地域の発展を目指すべきだと判断したと述べたと報じられております。さらに岩城町長は、「のぞみ」停車は小郡町民ではなく県全体の悲願、ただの通過駅になるか、高速列車の停車駅として発展するかの運命を左右する大きな岐路になると考えたと決断の理由をコメントしております。二井関成知事は、小郡町の交通の要衝としての拠点性が強まり、交流立県を進める上でも大きいと歓迎したと述べております。また、岩城町長は以前から、小郡町をかなめとした中核都市形成を明言している。この日も合併後の市役所の位置を協議する上で、小郡町にとってプラス要因になると話したとも述べられております。法定協会長である合志栄一山口市長は、小郡町の決断を、よく決断をしていただいたと歓迎しております。その一方で、新市の名称と駅名が共通することが望ましいと言えるとも話したことも報じられております。

いわゆる2市4町による中核都市形成の中で、これから検討されていかなければならない、これら看板とも言える問題について、このように山口県、山口市、新山口駅の3点セットが既定路線であるかのように報じられている新聞報道を目にしますと、3月定例会で一般質問した事柄、つまり2市4町の幹となる問題について、既に方向性が示されているように感じられてならないのであります。私どもの取り越し苦労であれば幸いです。

私は、JR小郡駅名が新山口駅に改名されることに反対するものではなく、よくないと申し上げているものでもございません。あえて申し上げたいことは、この問題の運動を重要視され、2市4町の市長が推進されたのであれば、中核都市形成にかかわる大事な問題であり、合併特別委員会、あるいはまた議会に対しても、それなりの配慮と説明があってもよかつたのではないかと思うのでございます。今日このように推移していく中で、将来2市4町のあるべき姿について一抹の不安を感じずるものであります。今後、防府12万市民が希望を持つことのできる2市4町の合併推進をお願いし、これらに対する当局の御所見をお伺いいたしたいと思っております。

次に、まちの「匠」登録・認証制度について、当局の御所見をお伺いいたしたいと思っております。

完全学校週5日制は、1992年9月から月1回のペースで導入され、95年4月からは月2回に拡充され、昨年4月からは完全実施になりました。この学校週5日制は学校、家庭、地域社会が一体となって教育機能を発揮する中で、子どもたちがさまざまな体験の

機会をふやし、生きる力をはぐくもうとするものであります。その趣旨を実現するためには、家庭や地域社会、学校では体験できない異年齢の子ども同士の遊びや、多様な地域活動、自然体験やボランティア活動、青少年団体の活動への参加など、子どもたちが自主的に参加できる環境づくりが大切であると思います。

そこで、例を挙げて提言申し上げたいと思いますが、徳地町島地の出身で、現在、周南陶芸連盟会長の永安忠さんが、島地小学校で6年生16人を対象に陶芸教室を開かれました。ふるさとへの恩返しと一昨年から始め、3回目を開催されました。一生の思い出になる物をと、男子には金太郎が乗るこいのぼり、女子にはクリスマスドールの制作に挑戦させたそうでございます。教えを受けた児童の一人は「思ったより難しいけどおもしろい。なれたら病みつきになりそう」と大変感謝をしていたそうであります。

また、こうしたことを、鹿児島県上屋久町では、一芸に秀でた人を「町の匠さん」として登録・認証する制度を設け、上屋久町「まちの匠」の会を発足させ、地域の活性化につなげております。

防府市も平成12年10月に生涯学習都市を宣言しております。生涯学習活動も大変活発に行われており、防府市内にもいろいろな分野で、さまざまな特技を持たれた方が指導者として活躍されております。こうした方々を鹿児島県上屋久町が実施しておりますような「まちの匠」として町が認証・登録する制度を我が市でも採用され、今まで以上に、地域おこしや生涯学習、学校5日制対応等の活動に、自覚と誇りを持って活躍していただくことを検討されてはいかがでしょうか、当局の御見解をお伺いいたしたいと思っております。

次に、小・中学生の雲仙普賢岳噴火災害の見学について、御所見をお伺いいたしたいと思っております。

このことにつきましては、まだ御記憶のことと思っておりますが、長崎県島原市の西端にそびえる雲仙普賢岳から、1988年ぶりに突如、のろしのような2本の噴煙が立ち上がったのは平成2年11月17日のことでした。新たな観光名所になるのではとの地元の期待は裏切られて、噴火活動は活発化し、降り積もった火山灰による土石流の発生と同時に、翌年5月24日からは山頂部の溶岩ドームが崩落して火砕流が発生し始め、すその集落に流れ下るようになりました。そしてついに平成3年6月3日には、水無川上流域で災害警戒活動に当たっていた消防団員や警察官のほか、マスコミ関係者やタクシーの運転手、外国の火山学者など、計43名ものとうとい命を奪う大火砕流惨事が発生いたしました。

それから約5年、平成8年5月の噴火終息までの間に、島原市と隣町の深江町は、そうしたたび重なる火砕流9,432回、土石流38回の襲来を受け、溶岩

の総排出量は約 2.9 億立方メートル、東京ドームの 230 杯分。この間、住民の避難は最大時に 7,208 人を数え、避難生活は最長で 4 年半近くにも及びました。火砕流や土石流による損害は、全半壊等の被害家屋が 2,511 棟となり、間接被害を含めた経済損失額は 2,300 億円にも上りました。

一方、そのような未曾有の噴火災害の救済を目的として、これまでに全国から多額の義援金と数多くの救済物資等が寄せられ、物心両面にわたるさまざまな支援が寄せられました。そして噴火から約 4 年半後の平成 7 年 5 月、噴火活動がほぼ停止状態となったことにより、本格的な災害復興の幕あけとなり、国や県等によりソフト・ハード両面にわたるさまざまな復興事業が推進されております。中でも平成 14 年 7 月には、全国初の火山体験ミュージアムである雲仙岳災害記念館がオープンされ、多くの来訪者が貴重な知識を得ております。

私ども建設委員会は、雲仙普賢岳大火砕流から丸 12 年目を迎えた 6 月 5 日、現地を訪問し、視察をさせていただきましたが、雲仙岳災害記念館で、平成 2 年 11 月に始まった雲仙普賢岳の噴火活動から平成 8 年 6 月の噴火終息宣言まで、この地で何が起き、そして何が残ったのか、大自然の猛威とそれに立ち向かった人々の英知が余すところなく展示されております。また、火山のメカニズム、無言のうちに災害のすさまじさを語る遺品、防災についての学習、火山との共生、今なお復興に向けてたゆまぬ努力が続く島原、深江町の姿を目の当たりに見学することができ、多くを学ぶことができました。そして感銘を受けたところであります。

未来を背負って立つ小・中の児童・生徒に、ぜひともこうしたことを見学できる機会を持たせることが大事なことであると思ひ、提言させていただき次第でございます。これに対する当局の御所見をお伺いしたいと思ひます。

最後に、健康増進法、「健康日本 21」の対応について、御所見をお伺いしたいと思ひます。

地方自治体の健康増進計画の策定や、他人のたばこの煙を吸わされる受動喫煙の被害防止などを盛り込んだ健康増進法が 5 月 1 日に施行され、国民の健康増進対策が一段と強化されてきました。厚生労働省が推進している、21 世紀における国民健康づくり運動「健康日本 21」の法的根拠となる同法の制定により、都道府県を初め市町村の取り組みが期待されているのであります。

日本の国民の平均寿命は年々延びて、今や世界一の長寿国となってまいりました。反面、健康面では生活習慣病、がん、心臓病、脳卒中、糖尿病などが増加の一途をたどり、死因の約 6 割、医療費の約 3 割を占めるなど、放置できない状況になっております。事態を重

視した厚生労働省は、生活習慣の見直しや、生活環境の改善などを通して病気の発生を予防する1次予防を重点に置き、2000年3月から「健康日本21」をスタートさせております。

「健康日本21」は、1、栄養・食生活、身体活動・運動、休養・こころの健康づくり、たばこ、アルコール、歯の健康、糖尿病、循環器病、がんの9分野70項目にわたり、10年までの改善目標値を提示し、元気に自立生活できる健康寿命の延伸を目指しております。

中でも、他人のたばこの煙を吸うことを強いられる受動喫煙の防止規定が初めて同法に明記され、学校、病院、百貨店、官公庁施設など、多くの人々が利用する施設の管理者に、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなくてはならないと、第25条に努力義務を課しています。これを受けて、全面禁煙に踏み切る公共施設や、駅、高速道路のサービスエリアなどが急速に増加しております。例えば関東の私鉄10社は、5月1日から全730駅を一斉に禁煙とし、構内に設けていた喫煙コーナーや灰皿を撤去させたと同っております。また、公的施設を中心に全面的禁煙措置を打ち出す自治体も相次いでいる今日でございます。これに対する当局の対応について御所見をお伺いし、壇上からの質問を終えたいと思います。

議長（中司 実君） 22番、広石議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） まず、地方税源移譲、三位一体改革の推進についてお答え申し上げます。

国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方、これらを一体的に検討する、いわゆる三位一体の改革については、国・地方を通ずる行財政改革の一環としてのみならず、地方にできることは地方にゆだねるという地方分権推進の観点から非常に重要な問題であると認識いたしております。昨年6月に閣議決定されました基本方針2002には三位一体の基本理念が明記され、その具体策について1年以内を目途に定める、取りまとめることとなっており、その動向に最大の関心を抱いていたところでございます。

そこで、地方財政を預かる私どもといたしましては、地方分権の時代にふさわしい自立的、自主的なまちづくりには確固たる財政基盤の確立が不可欠であるとの認識から、先日6月12日の全国市長会においては、税源移譲を早期に実現すること、地方交付税の果たす財源保障と財源調整の両機能を堅持すること、また国の歳出削減を目的とした単なる地方への負担転嫁は受け入れられないこと、これらについて決議し、国へ強く訴えてまいり

ました。

先週6月18日、経済財政諮問会議の取りまとめがなされましたが、その内容は、国庫補助負担金については総額4兆円程度の削減、税源移譲についてはその8割程度を目安に地方へ移譲するなどとしたものであり、議員御指摘のとおり、どのような補助金をどのくらい削減するのかについては明らかにされていないこと。また、地方交付税についても、地方財政計画の歳出の徹底した見直しにより、その総額を抑制し、財源保障機能を縮小していくことなど、全体的に大枠だけの改革案にとどまっており、非常に厳しいものと認識しております。

このように一定の方向づけが示されたわけですが、予算編成の段階で補助金削減や移譲財源の調整ができるのかどうかについても懸念されますし、今後どのように具体化されていくかなどについては最大の注意を払っていく必要があると考えております。三位一体の改革が真の地方分権につながるためにも、地方税源の移譲により財源の均衡化と保障という2つの機能を維持していくことは大変重要な問題ですので、議会の皆様はもとより、山口県、また他市とも連携をとりながら、地方の実情を強く主張し、地方の声を踏まえた三位一体改革となるよう求めてまいりたいと存じます。

次に、2市4町の中核都市形成についてのお尋ねですが、広石議員には中核都市形成に向けて、常日ごろより大変力強い御支援を賜っておりますことに対しまして、まずもって御礼申し上げます。

御承知のとおり、県央部の法定合併協議会も、この6月26日で第4回目を迎えることとなります。これまで名称候補選定小委員会や事務所の位置選定小委員会が設置され、新市の名称と事務所の位置の選定についての協議が始まるとともに、合併協議会でも住民サービスや住民負担についての具体的な調整、協議が行われるなど、県央部の合併に向けた議論もこれからますます活発になってくるものと思われまます。

この中で、新市の名称と事務所の位置につきましては、12万防府市民にとって大変関心の高い重要な問題でありますので、引き続き、小委員会及び合併協議会の場でしっかりと防府市の立場を主張してまいりたいと考えております。

さて、お尋ねの小郡駅の新山口駅への名称変更につきましては、先日の木村議員の御質問にもお答えいたしました。小郡駅への「のぞみ」停車のJRへの要望等につきましては、「のぞみ」運行開始時の平成5年より、山口県及び関係市町等において鋭意努力されてきたところでございます。防府市の対応といたしましては、本年2月に山口県や小郡町の要請を受けまして、「のぞみ」の小郡駅停車について、2市4町が合同してJR西日本に要望書を提出いたしましたわけですが、このときには「のぞみ」の停車のみを要望

したとの報告を受けております。収入役が上がっておりますので、そのような報告を受けております。

そして本年4月に、東海道新幹線品川駅の新設に伴う10月のダイヤ改正に当たり、全国的にわかりやすい新山口駅への駅名変更についての打診があり、岩城小郡町長が駅名を新山口駅に変更する決断をされ、4月18日、山口県知事に新山口駅への駅名変更及び「のぞみ」の停車について要望されました。これを受けて4月21日、山口県知事がJR西日本に対し、新山口駅への駅名変更と「のぞみ」の停車について要望を行い、さらに4月28日には、県知事と2市4町の首長が合同して要望書を提出したところでございます。

防府市といたしましては、「のぞみ」の小郡駅停車について広い見地から協力してきたわけでありまして、駅名変更と合併協議とはあくまで別問題であり、2市4町の首長間でも共通認識されているところでございます。このことは法定合併協議会の新市の名称候補選定小委員会において、新市の名称を公募することが決定されておりますし、また新市の事務所の位置選定小委員会においても、今後、2市4町が対等な立場で議論していくことが確認されておりますことから、駅の名称と新市の名称及び新市の事務所の位置が連動していないことは明白なことでございます。

そして、私もこのことをはっきりと表明すべく、5月の定例記者会見で、小委員会に臨む姿勢として、我が防府市が歴史的背景からも将来性からも新市の拠点としての役割を十分に担っていただけることを申し上げたところでございます。

なお、合併に関する協議内容につきましては、住民生活にかかわる大変重要な問題でありますので、引き続き、住民への情報提供に努めるとともに、議会にも御相談申し上げながら進めてまいりたいと考えておりますので、引き続き、御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

残余の御質問につきましては、教育長及び担当部長よりお答えいたします。

議長（中司 実君） 22番。

22番（広石 聖君） 前向きな御回答をいただきましたので、了といたしたいと思っております。

市長、御回答されましたように、地方財源、税財源の三位一体については、私もむしろこれからだと思います。壇上での御質問で具体的に申し上げましたが、例えば、交付税総額を抑制して、財源保障機能を縮小するという問題につきましても、今すぐやられちゃうと、合併を進めておる地方自治体につきましては大変な打撃を受ける問題だと思うんですね。こうした問題も市長の方が専門でございまして、具体的にどうあってほしいかということは御承知のことだと思いますので、ぜひとも地方自治体を守る立場から、これからひ

とつ積極的に、中央に対して攻撃の運動を開始していただきたい、これを要望しておきます。

次に、2市4町の合併問題について申し上げましたが、ここで市長とやりとりしても水かけ論になるかもわかりませんし、市長の立場で、バックに県庁という存在を意識しながら、それはそうでありますとか、ノーとか言えないだろうと思いますので、私の方で要望として申し上げておきたいと思います。今、新山口駅と新市名とは別問題であるとはっきりおっしゃったので、幾らか肩の荷がおりたといいますが、スッとしたような気持ちでありますけれども、非常に私、ひねくれて斜めから、これから市長に対して言わせていただきます。

今回の2市4町の合併は、かつては武田信玄と上杉謙信は川中島で戦ったといいますがけれども、今回の2市4町の合併は、1級河川佐波川と県の河川榎野川の戦いと言われております。だれが言うたんか知りませんが、そう耳に入ってまいります。そうしたことで洗脳されてくると、すべてのことが素直にとれないわけですよ。今、申し上げましたように、山口県というのは変わらんだろう。そうすると、山口市の市長、そういうことを言った。新山口駅になった。そうすると3点セットじゃないか、だれでもそう勘ぐりますよ。けど、市長はそれと新市の問題とは別問題だと明言されまして、私たちは市長を信用するしかないわけでした、信用いたしたいと思います。そういう見方で見ております。

そこで、早くから県が、この「のぞみ」ではなくして、小郡駅を山口駅に変えたいという、この希望は持っていたわけですね。その気持ちはよくわかるんです。そのために山口市と小郡町が幾十年、先輩たちが合併を繰り返してまいりました。けれども小郡というところは非常に合併反対の強いところでした、なかなかそうなつてこないのが現実問題です。その中で、そういうふうに駅名が変わってきたわけでごさいます、周南、徳山にも「のぞみ」はとまるんですよね。ところが周南市、徳山駅でありながら、駅名変更の条件は何ら伝わっていない。市長も聞いておりません、何もありません、こういうことです。なぜ小郡駅だけ、それだけこだわられるのか。こだわられる気持ちもわかりますけれども、その「のぞみ」の停車に県が運動した、なかなかできなかった。2市4町の法定協が始まった。これ幸いに2市4町の首長の力を利用しようと、活用しようということで、皆さんがそろって陳情に行かれた。結果「のぞみ」がとまるようになった。これは県が発信したのか、JRが発信したのか。この際、小郡を山口に変えるということで、その話はとんとん拍子になってきました。

そこでお願いしたいことは、先般の一般質問で、市長お答えになりましたように、もし新市の新駅名、新山口駅に駅名が変われば、それ相当の分担金が要請されるだろうと思う

んです。ちまたでは5億だとか6億だと言われますけれども、全部山口県が出すわけはないと思うんです。山口県のやることはすばしこいから、各市町村に分担金を割り振ると思います。現に小郡にエレベーターをつけたとき、防府市民も利用するんだからと言って分担金を投げつけてきたわけです。駅名変更は何ら関係ないわけですよと、防府市民は。小郡駅であろうと、新山口駅であろうと、新幹線を使う者はどんどん使うわけです。

けど、それは別にいたしまして、将来、予算が伴ってくる可能性があるのであれば、事前にやっぱりこういう経過の中で新山口駅に名前が変更いたしますよと、せざるを得ないということがあったんじゃないか。なかったらいいです。もしあったら、早めに行政報告なり、議会なり、特別委員会に際して、こういう経過でこういうふうなことになりましたということ、新聞報道よりも早く欲しかったなということでございます。これは先ほど言いましたように要望ですから。

それからもう1点ですが、この2市4町の合併の、今、一番これから大事なときを迎えて、さっき言いましたように、3点セットを既定路線のようなことを巻き起こして、それは岩城町長が言われたように、名を捨てて実をとった、いろんな意味があると思いますけれども、それで山口県、山口市、新山口駅ができた。それでいいんだと言われるなら、それは構わない。けれどもやっぱり2市4町のせっかくの機会ですから、30万、31万の県央部の中核都市を私はつくらなければならない、そう思って市長以下、一生懸命取り組んでおられるんだと思いますけれども、今、この大事なときに、小郡の駅名を新山口駅に改名しなければならない、逆に言えば、することによって、2市4町、防府市民の市民感情を逆なでするようなことをなぜおやりになったのか。それは松浦市長がおやりになったんじゃないと思いますよ。けど、あなたは2市4町の合併協議会には参加しておられるわけですから、市民の代弁をしてもらいたいと思って言っているわけです。逆なでするようなことをなぜ今、やったのか。これはもうちょっと時を見て、いい時期に新山口駅に駅名を変更されたって別に問題はないじゃないか。

はっきり申し上げれば、この10月に小郡の町会議員選挙があります。それでなくても小郡は合併については反対の強いところです。岩城町長は町民の6割程度が賛成を示さなければ、私は法定協を脱退しますよと宣言しています、冒頭に。そんな状況で、もしこの町会議員選挙がおかしいことになったら、松浦市長、どうなりますか。2市4町から小郡が脱退した。中核都市ができますか。抜けてもやらなきゃならんと思いますけれども、ことさらそういうことを計算をされた上で、2市4町というものを、せっかく合併を推進するんだったら、気配り、目配りをしていただいて、慎重に進めてほしいということを要望したい。急がば回れということがございますけれども、どうかそういうことで、たらたら

長いことを申し上げましたが、これから参加される法定協参加者、市長を先頭に何人かおられると思いますけれども、事前に意識協議、政策協議、企画協議を十分協議しながら、榎野川の戦いに負けんように取り組んでいていただきたいと思います。12万市民、夢と希望のある中核都市づくり、合併を推進していただきたい。これは要望で終わります。

以上。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） 要望でというお言葉でございましたが、あえて覚悟のほどはお伝え申し上げておかなければ、3月議会の御質問も同趣旨の御質問をいただいておりますので、あえて一言申させていただきます。

申すまでもございませんが、12万防府市民の立場に立って、そして同時に県央部の、2市4町における県央部の中核都市を実現するという長年の夢の実現のために、両面をしっかりと見きわめながら、必ず議会の皆様方に、そして市民に、逐一御説明を申し上げながら進めてまいりたいと覚悟をいたしておりますので、よろしく願い申し上げます。

議長（中司 実君） 以上で、1の地方分権、2の中核都市形成についてを終わります。

次に、3の生涯学習についての答弁を求めます。残り時間がわずかですので、質疑、答弁にあっては、執行部、議員ともによりしくお願いいたします。

教育長。

〔教育長 岡田 利雄君 登壇〕

教育長（岡田 利雄君） 議員お尋ねの、まちの「匠」登録・認証制度についてお答えいたします。

本市は、御承知のように平成12年度に生涯学習都市宣言を行い、防府市生涯学習推進計画「学ぼうやプラン」に沿って、総合的、体系的に方策を推進してまいりました。その中で、市民のだれもが、いつでも、どこでも、何でも学びあえるように、人材の発掘及び活用に努めるため、生涯学習指導者バンク制度を創設したところです。

この制度は、専門的な知識をお持ちの方、あるいは生活に密着した知識や技術をお持ちの方など、各分野で御活躍されている方々に、ボランティア講師としてバンク登録・認証し、市民の自主的な生涯学習活動を支援していただくものでございます。登録・認証者には防府市生涯学習指導者バンク登録・認証証を発行しておりますが、平成11年12月に55名でスタートした登録・認証者も、本年6月11日現在、個人登録・認証者309名、団体登録・認証161団体と8倍にふえており、市民のこの制度に対する関心の高さが伺

えるところでございます。

また、この制度を活用される市民も年々増加しており、特に平成14年度からの新学習指導要領の全面実施による、小・中学校の総合的な学習の時間での利用が急増しております。御提案の、まちの「匠」登録・認証制度につきましては、その名称を含めて検討してまいりたいと考えております。

次に、小・中学生の雲仙普賢岳現地見学についてお答えします。

お示しのとおり、雲仙普賢岳噴火災害については、大自然の猛威と災害のすさまじさ、それに立ち向かった人々の英知と多くの教訓を私たちに与えてくれました。また、今なお続く、その復興に向けての多くの人々のたゆまぬ御努力には心から敬意を表するものであります。このような大自然の災害の状況を児童・生徒が現地見学をし、目の当たりにすれば、きっと深い感銘を受けることと思われまます。本市児童・生徒にこのような学習の機会を与えるとすれば、修学旅行が考えられます。

現在、修学旅行は県内ほぼ同一の実施基準に基づき、各学校の創意と工夫のもとに学校行事として行われております。その目的は、見学地の地理、歴史、文化、自然に触れ、見識を広めること、課題を持って自主的に取り組むこと、豊かな心をはぐくむことなどでございます。議員御提言のように、修学旅行は学校内では得がたい学習を行う絶好の機会であり、計画・実施に当たっては、その目的の中に防災という視点も加え検討していただくよう、各学校に対して助言してまいりたいと考えております。

議長（中司 実君） 22番。

22番（広石 聖君） 一言だけお尋ねいたします。一芸に秀でた人の匠としての認証・登録については検討したいとおっしゃったんですが、先ほど言いましたように、最近私、人間がひねくれておまして素直に受け取れないんですが、大体皆さん方が検討するというのは大体やらないというのが相場になっていると聞いておりますが、検討するとおっしゃったんですが、希望が持てる検討なのか、それとも夢も希望もない検討なのか、教育長にお伺いしたいと思います。

議長（中司 実君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） お答え申し上げます。希望が持てる方向でもって検討させていただきます。

22番（広石 聖君） 議長、進行。

議長（中司 実君） 以上で、生涯学習についてを終わります。

次に、4の健康増進法についての答弁を求めます。総務部長。

〔総務部長 嘉村 悦男君 登壇〕

総務部長（嘉村 悦男君） 健康増進法の公共施設への対応でございますので、庁舎を管理しています総務部からお答えをします。

健康増進法への対応についてでございますが、議員御案内のとおり、現在、我が国では健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現を目指した「健康日本21」という21世紀の新しい健康づくり運動を推進しており、その中で、平成15年5月1日より、健康増進法が施行され、官公庁等多数の者が利用する施設の管理者は、施設の利用者に対して、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないと、受動喫煙防止対策を努力義務として盛り込まれております。

市といたしましても、法の趣旨等を踏まえ、一般市民など来庁者の方々にも協力をいただき、庁舎内の分煙化に取り組みたいと考えており、今後できるだけ早い時期での実施に向けて、喫煙スペースの確保や施設改修等、分煙対策の具体的な検討をしてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（中司 実君） 22番。

22番（広石 聖君） 私はたばこを吸うのを全面的にやめなさいと、こういうことを申し上げておるのではないので、たばこを吸われる方は貴重な税金を払っていらっしゃるわけですから、それは尊重しなければいけないと思うんです。検討するとおっしゃったので庁内全体検討されるんですが、議会棟も入っているんだと思いますが、議会棟、ちょっと離れたところにありますのでお忘れないように検討していただきたいことを要望して、22番の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（中司 実君） 以上で、22番議員の質問を終わります。

これをもちまして通告のありました一般質問はすべて終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は6月30日午前10時から開催いたします。その間、各常任委員会におかれましては、よろしく御審査のほどをお願い申し上げます。

午前11時30分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成15年6月23日

防府市議会議長 中 司 実

防府市議会議員 行 重 延 昭

防府市議会議員 山 本 久 江